

「スマートアイランド推進実証調査業務」活用を目指した西之表市デジタルデバインド高齢者支援 DX コンソーシアム構築に係る民間企業公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月9日 西之表市

第1条(目的)

本要領は、国土交通省が推進する「スマートアイランド推進実証調査」(以下「国調査」という)への共同申請に向け、本市(西之表市)とコンソーシアムを形成する民間企業・団体(以下「コンソーシアム参加者」という)を選定するための公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定める。

【事業の背景】

本市の人口は、2020年国勢調査において14,708人となり、2015年と比較して5年間で1,259人減少するなど、人口減少が進行している。あわせて、65歳以上人口の割合は上昇傾向にあり、高齢化の進展と人口減少が同時に進む局面にある。

人口減少の進行により、空き家の増加や地域行事・地域活動の担い手不足が顕在化し、地域コミュニティの希薄化が進んでいる。特に高齢者のみの世帯や単身世帯では、日常的な見守りや相談の機会が得にくくなり、孤立や不安が顕在化するリスクが高まっている。

さらに、高齢化の進展は、医療・介護・福祉サービスへの需要を増大させるとともに、それらを支える担い手不足を深刻化させている。また、買い物弱者や交通弱者の増加により、食料品や日用品の調達、通院、行政サービスの利用など、日常生活に不可欠な行為へのアクセスが困難となる世帯の増加が課題となっている。

離島という地理的条件を有する本市においては、人的資源や事業者数に制約がある中で、従来の訪問・対面を前提とした支援体制のみでは、将来的な持続性を確保することが困難になりつつある。このため、限られた人材でも安定的に機能する新しい地域支援の仕組みを構築することが喫緊の課題である。

こうした背景を踏まえ、本市では長期振興計画及び地方創生総合戦略において、人口減少・高齢化が進む中においても、誰もが住み慣れた地域で尊厳を保ち、安心して生活を続けられる地域社会の実現を目指している。具体的には、子どもから高齢者までライフステージに応じた切れ目のない支援の充実、地域コミュニティの再構築、共助の仕組みづくりを柱としている。

また、ICTや新技術の積極的な活用により、医療・介護・生活支援分野の質と効率性を高め、行政、民間、地域が連携することで、人口減少下においても持続可能なサービス提供モデルを構築することを重要な施策として位置付けている。

本実証調査業務は、こうした本市の政策的背景と課題を踏まえ、見守り・生活支援、買い物支援、地域電子通貨、防災対応、データ利活用を一体的に実装・検証することにより、離島地域においても有効に機能する新たな地域支援モデルの確立を目指すものである。

第2条(事業概要)

本事業は以下4区分を一体的に実施するコンソーシアムを構成し、国補助共同申請・実証を行う。

【業務区分】

- 1: 高齢者見守り・遠隔安否確認／オンライン相談(デジタルデバインド解消の中核)
- 2: 買い物支援(EC代行・宅配連携)＋たね Pay(電子地域通貨)決済(交通弱者・生活支援)
- 3: 防災対策(台風時安否確認)／避難所遠隔問診(台風常襲地帯対応)
- 4: データ利活用

第3条(参加資格)

次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 法人格を有する民間企業・団体またはコンソーシアムであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。

- (3) 国税及び地方税について未納がない者であること。
- (4) 会社更生法・民事再生法等の申し立てをしていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例に基づく排除対象者でないこと。
- (6) 過去5年以内に国・地方公共団体等との契約で重大な違反・不正行為がない者であること。
- (7) 離島・過疎地域での類似業務実績を有すること。
- (8) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度に基づく ISMS 認証、もしくはプライバシーマークの認定を取得している者であること。

【コンソーシアムの場合の追加要件】

- ・代表企業を定め、代表企業が本市と連携すること。
- ・各参加企業が担当業務区分(2-1～2-4)を明確にして申し込むこと。
- ・コンソーシアム協定書(様式6)を提出すること。
- ・代表企業が情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度に基づく ISMS 認証、もしくはプライバシーマークの認定を取得している者であること。
- ・少なくとも一社が離島・過疎地域での類似業務実績を有すること。

第4条(公募スケジュール)

公募開始:令和8年4月9日
質問受付締切:令和8年4月13日 正午
質問回答掲載:令和8年4月14日
参加申込締切:令和8年4月10日 午後5時
企画提案書提出締切:令和8年4月15日 午後5時
審査結果通知・契約締結:令和8年4月17日(予定)

第5条(提出書類)

【参加申込】

様式1:参加申込書 様式2:会社概要・事業実績書
様式3:担当業務区分表
様式5:コンソーシアム協定書(共同申請の場合)
添付:登記事項証明書(3か月以内)、納税証明書

【企画提案書】

企画提案書(A4・30 ページ以内)
様式4:業務実施体制図
見積書(任意様式)
※提出部数:正本1部、副本1部(社名等黒塗り)

第6条(審査方法)

審査は「書類審査+提案書審査」とする。

- (1) 参加資格要件確認し、企画提案書を評価シートに基づき採点し、最高得点者を受託候補者として選定する。
- (2) 評価の重点:①離島デジタルデバイド解消への実現可能性、②他離島への横展開の具体性、③高齢者が操作不要で利用できる技術の適切性、を重点項目とする。

第7条(失格事項)

- (1) 提出期限を過ぎて書類を提出した場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為をした場合。

(4)参加資格要件を満たさないことが判明した場合。

第8条(著作権・守秘義務)

提出された企画提案書の著作権は応募者に帰属するが、本市は選定・審査に関連する範囲で使用できる。応募者は、審査過程及び業務遂行過程で知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。

第9条(問い合わせ先)

〒891-3193 鹿児島県西之表市西之表 7612 番地
西之表市役所 企画課 情報政策係 塩崎 TEL:0997-22-1111(内線 262)
FAX:0997-22-0295 E-mail:kikaku@city.nishinoomote.lg.jp
受付時間:平日 8:30～17:15(土日祝を除く)